

## 令和4年第5回稲城市教育委員会定例会

1 令和4年5月17日、午前9時30分から、消防署3階講堂において、令和4年第5回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）

今泉 浩史

杉本 真紀子

吉田 伸幸

三戸 美代子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 長崎 健

学務課長 町田 義信

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 佐藤 由美子

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第1号請願

「若葉台小学校への特別支援学級設置等による合理的配慮の提供に係る「請願書」

(5) 日程第5 第11号議案

「令和4年度教育費補正予算（第1号）の提出について」

(6) 日程第6 第12号議案

「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について」

(7) 日程第7 第13号議案

「稲城市社会教育委員の委嘱について」

- (8) 日程第8 第14号議案  
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
- (9) 日程第9 第15号議案  
「専決処分の承認を求めることについて（令和4年4月1日付稲城市立小・中学校学校運営協議会委員任命者名簿等の一部修正）」
- (10) 追加日程第1 報告事項

教 育 長 　ただ今から、令和4年第5回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、今泉委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長

- 1 教育委員会後援名義について
- 2 寄附について
- 3 東京都市教育長会庶務課長会定例会について
- 4 学校開放事業について

学務課長

- 1 不登校による欠席児童・生徒数について（4月分）
- 2 令和4年度小学校第一学年児童に対するランドセルカバー寄贈に係る贈呈式について
- 3 債権差押命令申立てについて
- 4 令和4年度東京都市学事・保健・給食担当課長会総会について
- 5 学校給食費未納者に催告書発付
- 6 新型コロナウイルス感染症による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について
- 7 令和4年度児童・生徒数・学級数（令和4年4月1日現在）について

指導課長

- 1 担当者事業について
- 2 推進事業について
- 3 研修事業について
- 4 学校訪問事業について
- 5 その他について

6 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 放課後子ども教室参加状況について（3月分）
- 7 公民館主催事業の実施状況について
- 8 i プラザの主な主催事業の実施状況について
- 9 生涯学習課利用統計について（公民館3月分、i プラザ3月分）

学校給食課長

- 1 令和3年度給食調理数について
- 2 給食主任会について
- 3 令和4年度1学期学校給食開始について
- 4 令和4年度東京都市学事・保健・給食担当課長会総会について
- 5 令和4年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会総会及び第1回場長会について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
- 3 分館の主催行事について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 図書館の利用状況（令和4年3月）について
- 6 その他について

教 育 長

教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第4 第1号請願、日程第5 第11号議案及び日程第6 第12号議案の後、日程第9 第15号議案を先に行い、その後、日程第7 第13号議案、日程第8 第14号議案、追加日程第1 報告事項を行うことといたします。

それでは、日程第4 第1号請願、日程第5 第11号議案、日程第6 第12号議案、日程第7 第13号議案、日程第8 第14号議案及び日程第9 第15号議案を議題といたします。

第1号請願は個人に関する案件、第11号議案は予算案件、第12号議案、第13号議案、第14号議案及び第15号議案は人事案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長      ご異議なしと認めます。よって、第 1 号請願、第 11 号議案、第 12 号議案、第 13 号議案、第 14 号議案及び第 15 号議案は非公開審議といたします。

    これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。  
    暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

（これより第 1 号請願及び第 11 号議案から第 15 号議案までは非公開審議）

---

（非公開審議会議録は別紙）

---

（これにて第 1 号請願及び第 11 号議案から第 15 号議案までの非公開審議は終了）

（ 暫時休憩 ）

※退席した職員が入室する。

教 育 長      再開いたします。

    これより、第 1 号請願「若葉台小学校への特別支援学級設置等による合理的配慮の提供に係る「請願書」」を採決いたします。

    本請願について、先ほどの非公開審議のとおり、一部趣旨採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長      挙手全員です。よって、第 1 号請願は一部趣旨採択となりました。

    次に、第 11 号議案「令和 4 年度教育費補正予算（第 1 号）の提出について」を採決いたします。

    本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長      挙手全員であります。よって、第 11 号議案は原案のとおり可決いたしました。

    次に、第 12 号議案「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について」を採決いたします。

    本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教育長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第13号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教育長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第14号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教育長 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第15号議案「専決処分の承認を求めることについて（令和4年4月1日付稲城市立小・中学校学校運営協議会委員任命者名簿等の一部修正）」を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教育長 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり承認いたしました。

次に、追加日程第1 報告事項です。本日の報告事項は1件です。

報告事項1「稲城市立中学校部活動外部指導員に係る協定について」を指導課長より、説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 それでは、資料101ページをご覧ください。表題、稲城市立中学校部活動外部指導員に係る協定について、でございます。

こちら、稲城市立中学校の部活動に関する指導支援を目的に、部活動外部指導員として専門的技術を持つ人材を活用するため、稲城市と株式会社クラブ活動支援において5月12日に協定を締結しましたことから、ご報告させていただきます。

まず概要でございますが、本件については、稲城市立中学校の部活動指

導に関する部活動外部指導員の派遣について、株式会社クラブ活動支援から専門的技術を持つ人材の提供を受けることにより、稲城市立中学校における働き方改革及び部活動の持続可能な運営に資するものでございます。

部活動外部指導員の受け入れは、派遣を希望する中学校5校で、指導回数は、週2回とし、指導時間は、学期中の平日は2時間、週休日(祝日等を含む。)及び長期休業中は3時間としています。

職務については、実技指導、それから安全・傷害予防に関する知識・技能の指導等を行うものとしております。

協定の内容につきましては、102ページ、103ページに詳細として写しを載せさせていただきました。

派遣予定校でございますが、稲城第一中学校にはサッカー部の指導員、稲城第三中学校にはバレーボール部、稲城第四中学校はサッカー部、稲城第五中学校及び稲城第六中学校はバスケットボール部、稲城第二中学校に関しては現在指導員が十分いらっしゃるということで、今回は派遣は見送っております。

今後のスケジュールでございますが、5月下旬から6月上旬にかけて、各中学校において部活動外部指導員と顔合わせ及び打ち合わせを実施予定です。その後、実際に派遣を開始していただきます。

本協定の有効期限としましては、締結日から令和4年の9月30日までとしております。

そして、令和4年10月以降は、企業版ふるさと納税の活用を図る等、持続可能な運用に努めるということで、こちらに記載はないですが、103ページの第8条をご覧くださいますと、乙は、部活動外部指導員の派遣に要する費用等を負担するというので、今回、9月30日までは株式会社クラブ活動支援から無償にて派遣いただくことになっております。今回、そういった内容の協定締結でございました。

簡単でございますが、説明は以上となります。

教育長 以上で、報告事項1「稲城市立中学校部活動外部指導員に係る協定について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。  
今泉委員。

今泉委員 この協定書の中身について確認したいのですけれども、第3条に「部活動外部指導員の資格要件は、当該学校の教職員以外の者で、バディスポーツ幼児園及びバディスポーツクラブの正規職員であり」という記載がございます。ただ今回、協定書の相手方というのは株式会社クラブ活動支援という会社になるかと思うのですが、このバディスポーツ幼児園及びバディスポーツクラブと株式会社クラブ活動支援との関係を教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長　　まず、バディというグループ企業がありまして、バディ研究所というのが中心にあるのですが、その中にこの幼稚園を運営する部署、それからスポーツクラブを運営する部署がございます。今回この株式会社クラブ活動支援というのもそのバディグループの傘下にある会社になります。なので、このクラブ活動支援として派遣される職員はバディスポーツ幼稚園及びスポーツクラブの正規職員から派遣される形になります。

　　以上でございます。

教育長　　今泉委員。

今泉委員　　ここよく確認できているのかどうか分からないですけれども、派遣法違反になっていないかなという心配がございます。これで書いているバディスポーツ幼稚園のバディというのが法人ということだったんですけれども、その法人の人間が来るということですよ。バディスポーツ幼稚園からの従業員が株式会社クラブ活動支援に転職をして、株式会社クラブ活動支援が雇用した人間が来るのであれば問題ないですけれども、これで見ると他社さんの人間を使うというふうに見えてくるので、これはちょっと大丈夫かなという心配がございます。

　　皆さんおっしゃっている単なる派遣と、派遣法で言っている派遣って全然違う意味になってくるので。なので偽装派遣とかというのがよく言われているかと思うんですけれども、そうならないといいかなという懸念がございます。意見です。

教育長　　ほかに。  
　　今泉委員。

今泉委員　　この協定は、数日前に市長のフェイスブックで少し見たんですけれども、それと同じ内容のものでよろしいのでしょうか。

教育長　　指導課長。

指導課長　　委員のおっしゃるとおりでございます。  
　　以上です。

教育長　　今泉委員。

今泉委員　　そうすると、どうしても気になるのが、我々も市長のフェイスブックを見て初めてこの情報を知る。コロナのときもそうでしたが、それでいいのかなのかと。市長のフェイスブックにつながっていない場合、何も知



らないという状態になってしまうので、フェイスブックに上がる前にこういう状況で動いているというようなご一報、ご報告があってもよろしいかなと思っております。意見です。

教育長      ほかに。  
              杉本委員。

杉本委員    ちょっと細かいところになるかもしれないですが、実際学校現場に立ったときに疑問かなと思うことについて2点教えてください。  
              まず、第4条の(2)に「事前に研修等を受講し」とありますが、その研修の実施主体はどこなのかということを確認させてください。  
              もう一点、ALT等学校に派遣をさせていただいているという事業がありますけれど、そちらの例えばALT派遣の場合は何か学校で困ったことがあったとき等は、そのALTの派遣会社に相談をするという、そして派遣会社のほうからALTに指示等が入るといった形になります。  
              先ほどの今泉委員のご指摘にも関連するかと思うのですが、そのような学校からの相談ですとか、またはこの指導員の方に指導してほしいことが生じたとき等は、学校はどこに相談するのでしょうか。

教育長      指導課長。

指導課長    まず、第4条の(2)にあります研修につきましては、こちら株式会社クラブ活動支援のほうで研修をさせていただくことになっております。  
              また、派遣される部活動外部指導員のことに関する問い合わせは、基本的にはこの株式会社クラブ活動支援に直接行うこととなっております。ただ状況に応じては、学校から指導課のほうにご相談が来て、指導課からクラブ活動支援のほうにお伝えする内容も出てくることは想定しております。  
              以上です。

教育長      杉本委員。

杉本委員    分かりました。  
              そうしますと、今のご説明の中にもクラブ活動支援のほう为主体になってというお話しでしたけれど、バディスポーツクラブとそここのところがどう関係してくるのかということについて、まだ私もちょっと疑問が残っているかなと思っております。今のご説明ですと、クラブ活動支援の会社の方がバディスポーツクラブの職員に研修を実施するとか、指導・指示をするという関係になるように受け止めましたけれど、現実的にそういうことが発生するということがよろしいのかどうかについては、実施前に確実なご確認をお願いしたいと思います。

以上です。

教 育 長

ほかに。

ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午前 11 時 45 分閉会)